

Office News

December. 2020

社会保険労務士 **ハセガワ** 事務所



トピックス

産業雇用安定助成金 (仮称)の概要を公表

厚生労働省から、「在籍型出向の活用による雇用維持への支援」及び「産業雇用安定助成金(仮称)の創設」について、制度の概要を説明する資料が公表されました。

制度の創設には、第三次補正予算の成立、厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点ではあくまで予定となります。

「在籍型出向の活用による雇用維持への支援」は、出向元及び出向先双方の企業に新たな助成制度を創設するとともに、産業雇用安定センターによるマッチング体制を強化するなど、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るため、人手不足などの企業との間で「雇用シェア」(在籍型出向)により雇用維持する取組みを支援するものです。

対策のポイントとして、在籍型出向を支援するため、出向元・出向先双方に対する助成金の創設による企業へのインセンティブの付与が掲げられています。その助成金が、「産業雇用安定助成金(仮称)」です。

「産業雇用安定助成金(仮称)の創設」については、コロナ禍において事業活動の一時的な縮小を余儀なくされ、労働者の雇用を在籍型出向により維持するため、労働者を送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して、一定期間の助成を行うものと紹介されています。概要は以下の通りです。

●出向運営経費の助成

賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費等、出向中に要する経費の一部(2/3～9/10)を助成

●出向初期経費の助成

就業規則や出向契約書の整備費用、出向に際して出向元であらかじめ行う教育訓練及び出向先が出向者を受け入れるために用意する機器や備品等、出向に要する初期経費(1人あたり10万円)を助成



労務相談Q & A



シロクマ
人事部長

パンダ先生、こんにちは。
私の知人のAさんは最近、脱サラして建設会社を立ち上げました。従業員を3人雇用しているので、労災保険に加入しております。

社長であるAさんも日常的に現場で作業を行うため、労災保険に加入したいとのことですが、経営者は労災保険に加入できないですよね？



パンダ
社労士

シロクマ部長、こんにちは。
ご質問の件ですが、もともと、労災保険制度は、「工作中的の災害は会社が責任を負いなさい」という趣旨です。その会社の責任を保険で担保するのが労災保険です。ですので、会社の経営者が労災保険に加入することは、本来予定されていません。

しかし、Aさんのように社長とさえど、仕事内容は従業員とほぼ同じということは、中小企業ではよくあることです。

そこで、労災保険には、特別加入の制度が用意されています。これは、中小企業の事業主や、労働者を使用していない自営業者とその家族従事者、および海外派遣労働者が、労働保険事務組合などを通じて加入する制度です。加入要件は、対象者の立場によって異なりますが、Aさんの場合、中小企業の事業主に当たります。中小企業に該当するかどうかは、労働者数で判断することになります。業種により労働者数の基準は異なります。

中小企業の事業主が労働保険に特別加入するには、従業員を雇用し、労働保険関係が成立した上で、労働保険に関する事務(保険料の納付等)を労働保険事務組合に委託していることが必要となります。



今月の実務スケジュール

- 冬期賞与の支給、賞与支払届提出
- 年末調整の実施
- 御歳暮、年賀状、カレンダーの発送
- 取引先・関係団体への年末あいさつ
- 年末の大掃除の準備と実施



連絡先

- ◆所在地：〒573-1125 大阪府枚方市養父元町 43-2
★京阪本線「牧野」駅から徒歩 10分
- ◆TEL：072-396-4870 (サンキュー労使ハナマル)
- ◆FAX：072-396-4780 (サンキュー労使悩まん)
- ◆メール：info@sharoshi-hasegawa.com
- ◆ホームページ：http://sharoshi-hasegawa.com